和泉個審答申第2号平成29年12月5日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会 会 長 森口 佳 樹

留置施設等収容情報通知制度による個人情報の取得及び提供について(答申)

平成29年9月6日付け諮問第1号で諮問のありましたみだしの件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定に基づく本件諮問は、「3 審査会の判断」の附帯意見を付して、承認するものとする。

2 実施機関の諮問の概要

(1) 個人情報の収集及び提供について

和泉市福祉事務所(以下「和泉市」という。)及び大阪府警察犯罪抑止戦略本部(以下「大阪府警」という。)は、生活保護法に基づき保護している者(以下「被保護者」という。)又は被保護者と認められる者が逮捕・勾留となった場合にその事実を大阪府警から和泉市に対して通知することにより、生活保護法による保護と刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定める処遇との二重の支給(以下「二重支給」という。)を防ぐため、必要な情報連絡を相互に取り合い、生活保護制度の適正運用の推進を目的とした連携を行う協定書を締結する。

協定書によれば、大阪府警は和泉市に対し、逮捕後、勾留が決定されたとき(捜査上通知することによる支障があると認めるときを除く。)は、二重支給を防止するため①被保護者又は被保護者と認められる者の氏名、②生年月日、③性別、④勾留後の留置先及び⑤逮捕年月日を通知するものである。一方、和泉市は大阪府警から通知を受けた内容に関して確認した結果、被保護者に該当しないことが判明した場合は、速やかに大阪府警から提供を受けた個人情報を廃棄し、その旨を大阪府警に連絡するものである。

これらの個人情報について、通知事項を取り扱った情報取扱責任者、情報取扱統括担当者又は情報取扱担当者(以下「情報取扱担当者等」という。)は、電話による口頭連絡で、情報の収集及び提供を行う。

(2) 個人情報保護措置について

個人情報保護の観点から、情報の収集及び提供については次の事案に限定する。

まず、和泉市及び大阪府警において、情報取扱担当者等をそれぞれ選任し、相互に連絡 し、人事異動等により連絡体制に変更がある場合は、速やかに情報取扱担当者等を選任の 上、相互に通知する。

また、和泉市は、大阪府警からの通知事項を確認した結果、被保護者に該当しないこと が判明したときは、当該個人情報を廃棄するものである。

なお、和泉市及び大阪府警において、相互に提供された情報について、口頭連絡による情報を紙媒体にのみ記録し、帳票類は施錠設備のあるロッカーにて適正に管理するものとし、事務の目的の達成に必要な範囲以外に使用しない。また、本制度の運用に当たり、個人情報の取扱いに問題や疑義が生じた場合は、直ちに運用を停止するものである。

(3) 諮問の必要性

以上のとおり、和泉市及び大阪府警が協定書を締結した上で、当該被保護者又は被保護者と認められる者に関する個人情報を収集し及び外部提供することから、実施機関は、保護条例第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定に基づき当審査会に諮問した。

3 審査会の判断

保護条例第8条第3項では、個人情報の収集は、本人から行わなければならないことを実施機関に義務付けるとともに、例外的に本人以外のものから個人情報を収集できる要件を定めたものである。また、保護条例第9条第1項では、実施機関が適正に収集した個人情報であっても、当初の目的以外での利用や外部への提供を行うことは、個人の尊厳の確保と市民の基本的人権の擁護に反するおそれがあるため、実施機関の個人情報の利用又は提供に一定の制限を定めたものである。ただし、本人同意があるとき又は法令等に定めがあるとき等は、本人以外からの個人情報の収集、目的以外での利用や外部への提供を認めているほか、審査会が公益上特に必要であると認めた場合にも本人以外からの個人情報の収集、目的以外での利用や外部への提供を認めている。

逮捕・勾留された被保護者が釈放後に行方不明等になった場合は、和泉市が二重支給した生活保護費の回収を行うことは困難であるから、本協定の締結により、和泉市及び府警本部との間で二重支給を防ぐための必要な個人情報の収集及び提供を行うことは、生活保護制度の適正運用につながるものである。一方、逮捕・勾留により生活保護費が停止・廃止された場合においても、釈放後に再申請があれば、和泉市は速やかに保護決定を行い、かつ、生活保護費を申請日から適用して支給するものであるから、本制度の導入により本

人に特段の不利益が生じるものではない。以上から、本制度の導入には、一定の公益性が あると認められる。

ただし、逮捕、勾留されたという極めて他人に知られたくないと望む個人情報を相互連携しようとするものであるから、その利用に際しては、個人情報の漏えいや滅失、また、誤った個人情報の提供等、個人の権利利益を侵害するおそれがないように次の保護措置を講じるよう意見を付して、承認するものとする。

- ・ 収集及び提供する情報の範囲は、氏名・生年月日・性別・勾留後の留置先・逮捕年月 日に限定すること。
- ・ 収集及び提供した個人情報について、所定の様式に手書きで記入すること。
- ・ 情報取扱担当者等をできる限り限定すること。
- ・ 収集及び提供した個人情報について、データ化せず、紙媒体で厳重に保管し、和泉市 は、大阪府警からの通知事項を確認した結果、被保護者に該当しないことが判明したと きは、当該個人情報を速やかに廃棄すること。
- ・ 本協定の締結について議会への報告を行うこと。

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成29年 8 月29日	諮問書の受理
平成29年9月6日	審査会招集
	・生活福祉課からの説明
	• 質疑応答
	・審議の結果、継続審議
平成29年10月23日	追加資料の受理
平成29年11月 1 日	審査会招集
	・生活福祉課からの説明
	• 質疑応答
	• 審議
平成29年12月5日	実施機関への答申